

# 第1 かごしまの食，農業及び農村の動向

※ 本県農政の重要な施策や当該年次の特徴的な事項など，直近1年間（令和6年4月から令和7年8月）までの主な動きをまとめたものです。

## 1 かごしま食と農の県民条例の改正等について

我が国の農業施策について、食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保や農村における地域社会の維持などを図るため、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）が改正されました。

一方、本県では、農業施策の基本的な方向性を定めるものとして「かごしま食と農の県民条例」（以下「条例」という。）が平成17年に制定され、これに基づき、基本方針を策定し、食、農業及び農村に関する各般の施策を講じています。

世界的な食料需給の変動や地球温暖化の進行、我が国の人口の減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化に加え、国において基本法が改正されたことを踏まえ、農業産出額が全国2位の食料供給基地である本県としても国の施策と足並みを揃えた取組を進める必要があることから、条例の改正を行いました。

### （1）経過

県民や有識者等からいただいた御意見や、議会での御論議を踏まえながら、条例の改正を行いました。

#### ア 有識者等との意見交換

条例の具体的な見直し内容の検討を進めるため、有識者や各地域の関係者から意見を伺いました。

- ・有識者との意見交換会（令和6年7月、11月）
- ・地域別意見交換会（7ブロック）（令和6年8月）

#### イ 意見募集（パブリック・コメント）

条例の改正骨子（案）について、広く県民からの意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました（令和6年12月～令和7年1月）。

#### ウ 公布・施行

令和7年第1回県議会定例会での議決を経て、令和7年3月11日に公布・施行しました。

### （2）改正のポイント

農業・農村をめぐる諸情勢の変化や、基本法で新たに盛り込まれた内容を踏まえ、条例の「主要な施策（第9条～第20条）」を改正しました。

#### 【主な改正内容】

##### ○ 県民の農業及び農村に対する理解の促進に関する施策（第9条）

「農畜産物の持続的な供給の重要性について、理解促進を図ること」を規定

○ **安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策（第 11 条）**

本県が、我が国の食料供給基地として、食料安全保障の確保に資するため、「安全で安心な農畜産物の安定的な供給」及び「農業資材の確保に関する施策」を規定

○ **環境への負荷の低減に関する施策（第 12 条）**

同条を新設し、「化学肥料及び農薬の低減化の促進、家畜排せつ物の有効利用による地力の増進」、「消費者への適切な情報提供の推進」を規定

○ **担い手の確保及び育成に関する施策（第 13 条）**

「経営継承の促進」を規定

○ **農業経営の支援を行う者の確保に関する施策（第 14 条）**

同条を新設し、「新たに就業しようとする者など多様な人材の確保」や、「農作業の受託等を行う事業者の事業活動の促進」を規定

○ **農地の有効利用及び確保に関する施策（第 15 条）**

「担い手に対する農地の集積・集約化」、「荒廃農地の発生防止及び解消」を規定

○ **農業生産の基盤整備及び保全に関する施策（第 16 条）**

農業生産基盤の整備に加え、施設の老朽化への対応に向けて「保全」を規定するとともに、「先端的な技術を活用した生産方式」を念頭に起きつつ、「最新の技術的な知見を踏まえて事業を効率的に実施」することや「水田の汎用化」を規定

○ **生産振興、販売、流通等に関する施策（第 17 条）**

「県内産農畜産物等の輸出の促進」を規定

○ **生産性向上に関する施策（第 18 条）**

「環境への負荷の低減、気候変動に適応した農業技術の開発の推進」や「先端的な技術を活用した生産等の方式の導入促進」、「家畜伝染性疾病や植物に有害な動植物の発生予防・まん延防止」を規定

○ **農業災害防止等に関する施策（第 19 条）**

「農業保険への加入の促進」を規定

○ **農村振興に関する施策（第 20 条）**

「担い手及びそれ以外の多様な農業者、農村と関わりを持つ者による農地保全に資する共同活動の促進」や「障害者等が農業に関する活動を行うことができる環境整備」、「鳥獣の農地への侵入防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用促進」を規定

## 「かごしま食と農の県民条例」の概要(令和7年3月11日公布・施行)

### 目的(第1条)

- 食、農業及び農村に対する県民の理解の深化
- 環境と調和した農業の持続的な発展
- 活力あふれる心豊かな農村社会の建設
- 県民の健康で豊かな生活の向上

### 目標(第2条)

- 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解の深化
- 県民に安全で安心な農畜産物の安定的な供給
- 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源の確保
- 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成、将来にわたる農業の持続的な展開
- 地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備
- 農業及び農村が果たしている多面的機能の充分な発揮

### 目標達成のための基本的施策(第8条:第9条～第20条)

- 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策(第9条)【一部改正】
- 食育及び地産地消に関する施策(第10条)
- 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策(第11条)【一部改正】
- 環境への負荷の低減に関する施策(第12条)【新設】
- 担い手の確保及び育成に関する施策(第13条)【一部改正】
- 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策(第14条)【新設】
- 農地の有効利用及び確保に関する施策(第15条)【一部改正】
- 農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策(第16条)【一部改正】
- 生産振興、販売、流通等に関する施策(第17条)【一部改正】
- 生産性向上に関する施策(第18条)【一部改正】
- 農業災害防止等に関する施策(第19条)【一部改正】
- 農村振興に関する施策(第20条)【一部改正】

### 責務や役割等(第3条～第7条)

- <責務と役割>
- 県(第3条)、農業者及び農業団体(第4条)、食品関連事業者(第5条)
- <役割、要請及び協力>
- 県民(第6条) 市町村(第7条)

### 基本方針策定、報告等(第21条～第23条)

- 基本方針の策定(第21条)
- 施策の実施状況の報告等(第22条)
- 財政上の措置(第23条)

県ホームページより

### (3) 条例に基づく基本方針の見直し

県では、国の基本法の内容等を踏まえ、「かごしま食と農の県民条例」を改正したところであり、本年度は、同条例に基づく基本方針の見直しを行うこととしている。

具体的には、担い手の確保・育成、多様な人材を含む労働力確保、農地の集積・集約化、輸出促進、スマート農業の導入促進など、本県農業の「稼ぐ力」の向上につながる施策とこれらに関連する目標等を盛り込むこととしている。

見直しに当たっては、県内各地域の農業者をはじめ、広く県民の皆様から御意見を伺うため、7月に県内7地域で地域別意見交換会を、8月に有識者会議を開催したところである。

今後、これらの会議でいただいた御意見や県議会での御論議を踏まえ、本年度中の基本方針の見直しに向けて取り組むこととしている。

## 2 食料安全保障の確保について

世界の食料需給については、世界的な人口増加等による食料需要の増加や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的には逼迫が懸念されています。

加えて、昨今のウクライナ情勢の緊迫化や円安等に伴う燃料・肥料・配合飼料等の生産資材価格の高止まりなど、食料安全保障上のリスクが高まっている状況にあり、食料安全保障の確保が課題となっています。

このため、県においては、国の施策と足並みを揃え、生産資材価格の高止まりにより厳しい状況に直面している生産者への支援を行うとともに、食料の安定生産・供給を図るため、生産基盤の強化に向けた取組への支援を行っています。

### (1) 生産基盤の強化に向けた取組

県では、国の施策と足並みを揃え、食料の安定生産・供給や飼料などの生産資材の生産拡大に向けた取組等を行っています。

ア 食料の安定生産・供給については、生産基盤の強化に向けた農業機械、畜舎等のハード整備や、老朽化が進んでいる農産物加工施設等の再編集約・合理化を支援するとともに、畑地かんがいや区画整理、農道等の基盤整備を推進します。

イ 生産資材の生産拡大については、畜産が盛んな本県の特徴を生かし、自給飼料の増産を図るため、品種選定・収量向上に向けた栽培実証や飼料作付面積の拡大に必要な経費への助成などを行うとともに、堆肥の配合割合が高い肥料の施肥法の開発等を行っています。

#### 【生産基盤の強化に向けた本県の主な支援策】

事業名	事業内容
産地パワーアップ事業	地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益作物・栽培体系への転換等を図るため、施設整備や農業機械及び省エネ機器の導入等を支援
畑地帯総合農地整備事業	畑作地帯における畑地かんがい施設やほ場及び農道等の整備など、総合的な基盤整備を実施
地域資源フル活用飼料増産対策事業	飼料自給率の向上を図るため、自給飼料の増産に向けた取組を支援
再編集約等加速化支援事業	地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援

## (2) 生産資材価格高騰対策への対応

### ア 生産資材価格の動向

令和2年の平均価格を100とした場合の令和6年の価格指数は、光熱動力については、原油価格の上昇による重油等の価格が上昇したこと等により130.0、肥料は、輸入原料価格の上昇による複合肥料等の価格が上昇したこと等により136.9、飼料は、輸入原料価格の上昇による配合飼料等の価格が上昇したこと等により140.5となっており、依然として高止まりしています。

また、令和6年の農業用ビニール及び農業用ポリエチレン価格指数は、それぞれ126.1、133.1となり、依然として、上昇傾向にあります。

#### 【生産資材価格の年次別価格指数】

	R2	R3	R4	R5	R6
光熱動力	100	112.3	127.3	126.9	130.0
肥料	100	102.7	130.8	147.0	136.9
飼料	100	115.6	138.0	145.7	140.5
農業用ビニール	100	99.3	106.6	120.5	126.1
農業用ポリエチレン	100	100.6	107.7	124.6	133.1

資料：農林水産省「農業物価統計調査（農業物価指数）」

### イ 県の対応

令和6年度は、燃料価格や配合飼料価格の高騰に対し、国のセーフティネット事業に加入する生産者が負担する経費の一部支援を行うとともに、化学肥料価格の高騰に対し、堆肥ペレット入り肥料等の普及を図るための実証ほを設置するなど、化学肥料の代替転換に向けた取組を推進したところです。

令和7年度においても、燃料価格や配合飼料価格の高騰に対し、国のセーフティネット事業に加入する生産者が負担する経費の一部支援を行うとともに、化学肥料価格の高騰に対し、引き続き、土壌分析に基づく適正施肥と地域資源の有効活用を図りながら、化学肥料の使用量低減を推進しています。

また、農業用ビニール資材の高騰に対しては、価格高騰の一部を緊急的に支援しています。

【生産資材の価格高騰に対する本県の主な支援策】

区分	事業名	事業内容
R4年度 9月補正	被覆資材価格高騰対策緊急支援事業	価格が上昇している農業用ビニール資材の価格高騰の一部を緊急的に支援し、農家負担の軽減を図る。
R4年度 3月補正	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	燃料高騰による茶工場及び施設園芸農家の経営への影響緩和を図るため、国のセーフティネット構築事業への加入時に生産者が負担する経費の一部を支援する。
	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者への負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る。
R6年度 当初	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家に対し、国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する経費の一部を支援し、制度への加入を促進するとともに、農家経営への影響緩和を図る。
	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者への負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る。
	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	化学肥料の使用量低減技術の実証などの産地等の取組を支援し、環境負荷低減と持続的発展に資する取組を推進する。
R6年度 3月補正	被覆資材価格高騰対策緊急支援事業	価格が上昇している農業用ビニール資材の価格高騰の一部を緊急的に支援し、農家負担の軽減を図る。
R7年度 当初	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家に対し、国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する経費の一部を支援し、制度への加入を促進するとともに、農家経営への影響緩和を図る。
	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者への負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る。
	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	化学肥料の使用量低減技術の実証などの産地等の取組を支援し、環境負荷低減と持続的発展に資する取組を推進する。

### 3 環境への負荷の低減の促進について

国は、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムを構築するため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（通称：みどりの食料システム法）を施行しました。

本県においては、みどりの食料システム法に基づき、令和5年3月に全市町村と共同で策定した「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（以下、基本計画という）で掲げた化学肥料・農薬使用量低減等の目標の達成に向けて取り組んでいます。

#### 【県基本計画における環境負荷低減の目標】

項目	基準値	→	目標値	備考
化学農薬の使用量	R元： 34 kg/ha	→	R12： 31 kg/ha	新たに設定(R5.3)
化学肥料の使用量	H28： 272 kg/ha	→	R12： 218 kg/ha	
有機農業取組面積	R元： 999 ha	→	R13： 2,000 ha	鹿児島県有機農業推進計画(R3.3)
有機JAS認証取得割合	R元： 80%	→	R13： 90%	
バイオマス利用率	H27： 88%	→	R7： 96%	鹿児島県バイオマス活用推進計画(H29.3)
産業部門における温室効果ガスの排出量	H25： 2,388 千トﾝCO <sub>2</sub>	→	R12： 1,308 千トﾝCO <sub>2</sub>	鹿児島県地球温暖化対策実行計画(R5.3)

#### (1) 現状と課題

本県では、これまでも家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による土づくりや、総合防除（IPM）及び有機農業の技術の確立・普及を進め、化学肥料・農薬の使用量低減を推進してきました。引き続き、基本計画の目標達成に向けて各地域での取組を推進し、環境負荷低減技術の普及・定着を図る必要があります。

#### (2) 実施した施策及び成果

##### ア みどりの食料システム法に基づく認定制度の推進

環境負荷の低減に取り組む農業者が5年間の事業計画を作成し、県知事が認定する制度（通称：みどり認定）については、令和7年6月現在で、団体や個人合わせて387人の計画を認定しました。

##### イ 有機農業の推進

国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金等を活用し、生産から消費まで一貫し地域ぐるみで有機農業に取り組んでいる5市町のオーガニッ



クビレッジ（南さつま市，湧水町，南種子町，徳之島町，始良市）に対して，有機農業技術の実証や消費者等との交流イベント，学校給食への有機農産物の納入などの取組を支援しました。



有機 J A S 指導員研修

さらに，有機農業に係る消費者等の理解促進を図るため，有機農業に関するイベントなどへの出展や，生産者，消費者，流通事業者等と，有機農産物の生産の現状や消費拡大，販売促進等についての研修会を開催しました。



無線式防除機による省力化

### ウ グリーンな栽培体系への転換

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた現地実証等の取組を支援しました。

市町村	事業実施主体名	品目	取組内容
南種子町	南種子町有機農業推進協議会	早期水稻	水管理システム，雑草抑制ロボット等の活用による化学肥料・農薬の使用量低減及び管理作業の省力化
		安納いも	有機質資材，簡易キュアリング等の活用による化学肥料・農薬の使用量低減
伊仙町	徳之島伊仙町有機農業推進協議会	ばれいしょ	有機質資材の活用による化学肥料の使用量低減及びドローン散布による防除作業の省力化
和泊町	和泊町グリーン化推進協議会	ソリダゴキク	無線式防除機の活用（検証）による化学農薬の使用量低減及び防除作業の省力化

### エ 畜産分野における温室効果ガス排出削減

本県の温室効果ガス排出量の約2割を占める畜産におけるグリーントランスフォーメーション（GX）を推進するため，令和6年4月2日に，飼料用アミノ酸メーカーや畜産関係団体・事業者等と「鹿児島県畜産におけるGX推進及び産業振興に向けた連携協定」を締結し，飼料用アミノ酸を活用した肉用牛の肥育期間短縮等による温室効果ガス排出削減に向けた実証等を行っています。



「鹿児島県畜産におけるGX推進及び産業振興に向けた連携協定」を締結

## 4 食の安心・安全対策について

### (1) かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の見直し

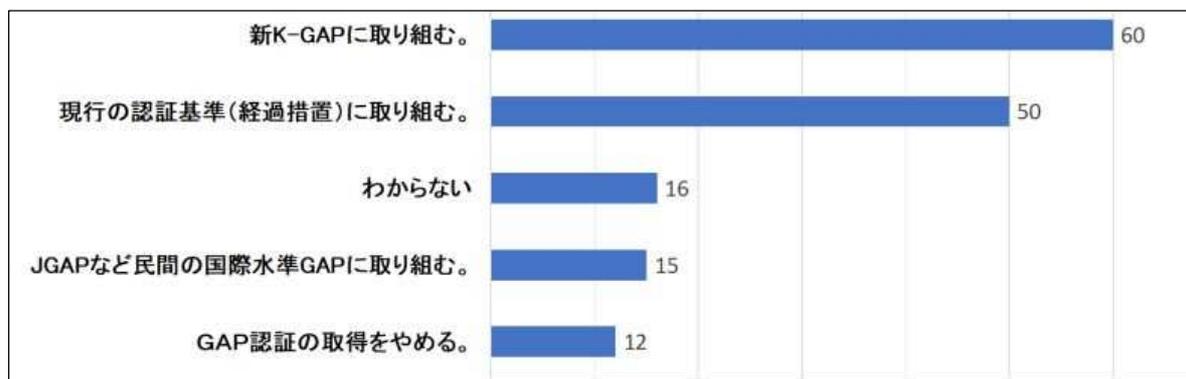
#### ア 検討の経緯

国は、令和4年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、K-GAPなど都道府県GAPについて、令和6年度末を目処に、「国際水準GAPガイドライン」に即して、国際水準に順次引き上げを求めていたところです。

国からのK-GAPの水準引き上げの依頼を受け、関係者ヒアリング、国との協議・調整を実施しながら対応を検討しました。関係機関・団体のヒアリングの主な意見として、①K-GAPは、安心・安全な農産物の生産・供給に必要な制度、②水準の引き上げは、小売店等から評価されるのではとの意見の一方で、③水準の引き上げによる農家や指導員の負担増を懸念する声もありました。併せて、令和6年11月に認証取得者に対し、見直しに伴うアンケートを実施しました。

アンケートの結果、国際水準GAPの取組について前向きに捉える生産者が多いことが分かりました。意欲ある生産者の取組を支援する必要があることから、令和7年度からK-GAPを国の定めるガイドラインに準拠した制度に見直すこととしました。

【アンケート結果（抜粋）】（対象者：認証取得者246団体・個人、回答数146）



#### イ 見直しの内容

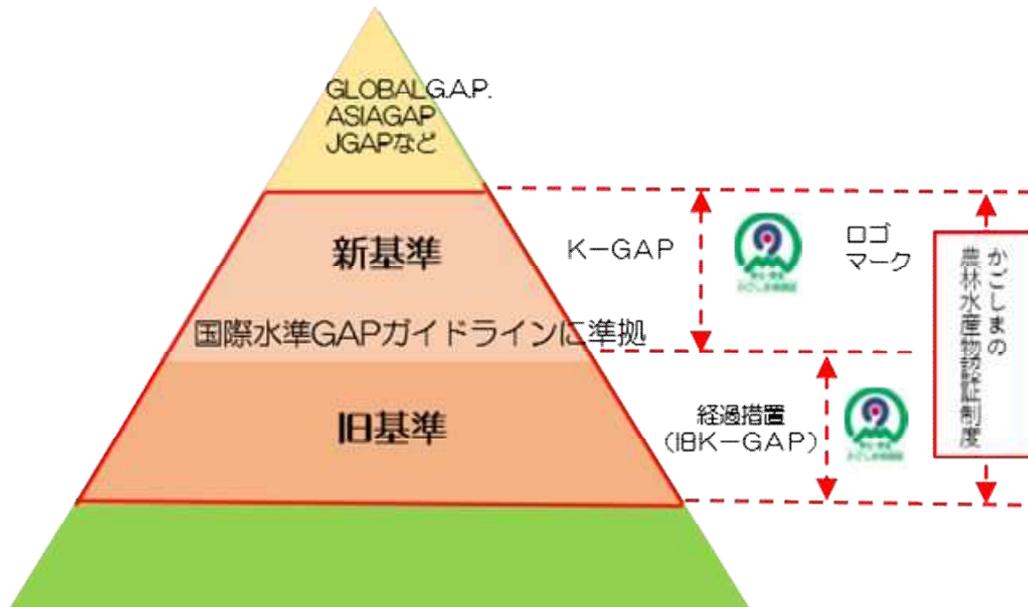
国際水準GAPガイドラインに準拠した認証基準を設定し、令和7年4月1日付けで、かごしまの農林水産物認証制度実施要綱及び実施要領の一部改正を行いました。なお、畜産物、水産物は国のガイドラインがないため、基準の改正は行っていません。また、新基準の対応が難しい生産者のために、①令和7年度に限り改正前の基準での新規認証を認める、②当分の間、改正前の基準での認証更新を可能とする経過措置を設定しました。

【認証基準】

		改正前	改正後 (国ガイドライン準拠)
取組分野		3分野 (食品安全, 環境保全, 労働安全)	5分野 (食品安全, 環境保全, 労働安全, 人権保護, 農場経営管理)
確認項目数	野菜	72	91
	米	75	98
	茶(荒茶)	93	97

※改正後は, 野菜は青果物, 米は穀物

【イメージ図】



ウ 令和7年度の取組

生産者が取り組みやすい導入マニュアルの作成や新制度説明会を開催し, 新制度の普及を図ります。また, ロゴマーク, PRフェア資材の作成, フェアの開催などにより, 消費者等への理解促進を図ります。



関係者への新制度説明会

## 5 担い手の確保・育成について

県では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」において、令和7年度の担い手の確保目標を1万経営体としており、就農希望者への就農相談から、新規就農者、認定農業者、農業法人など、担い手の経営発展段階に応じた様々な支援策を展開しています。

### (1) 現状と課題

本県の担い手は、近年、目標とする1万経営体を確保しているところですが、高齢化等により、農業経営体数の減少が進む中、本県農業を持続的に発展させていくためには、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や認定新規就農者などの担い手を確保・育成するとともに、農業法人等における労働力の確保や、担い手への農地集積・集約化に取り組んでいく必要があります。

【担い手の推移】

(単位：経営体)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5/H28	目標(R7)
担い手	10,600	10,704	10,826	10,782	11,101	11,093	10,567	10,557	99.6%	10,000
○認定農業者 ※1	8,191	8,116	8,075	7,914	7,866	7,644	7,588	7,508	91.7%	
うち個人	7,105	6,992	6,883	6,688	6,613	6,379	6,283	6,200	87.3%	
うち法人	1,086	1,124	1,192	1,226	1,253	1,265	1,305	1,308	120.4%	
○認定新規就農者 ※2	433	537	625	563	532	511	537	526	121.5%	
○集落営農経営 ※3	35	37	35	33	31	30	25	25	71.4%	
○基本構想水準到達者	1,941	2,014	2,091	2,272	2,672	2,908	2,417	2,498	128.7%	

資料：鹿児島県調べ

※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という）第12条に基づき、市町村等から経営改善計画の認定を受けた経営体（県および国での広域認定数を含む）

※2 認定新規就農者：基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（R3年度までは人数（夫婦共同申請の場合は2カウント）、R4年度からは経営体数でカウント）

※3 集落営農経営：①特定農業団体及び②集落営農組織（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織）

### (2) 実施した施策及び成果

#### ア 担い手の確保・育成に向けた取組

##### (ア) 新規就農者

県では、関係機関・団体と連携し、①就農希望者に対して、県内外における就農・就業相談を実施（相談件数：360件）するとともに、②就農準備者に対して、農業大学校等における農業実践教育や、就農

準備資金の交付（88人）、③新規就農者に対して、認定新規就農者となるための青年等就農計画の作成支援や、経営開始資金の交付（369人）、国・県の補助事業等を活用した施設・機械の導入支援（36件）のほか、現地就農トレーナーによる技術・経営の助言・指導等の支援を実施してきたところです。

令和5年度における新規就農者は203人、農業法人等に就職する新規雇用就業者は513人となり、令和5年度末時点の認定新規就農者は526件（新規認定：113件）となっています。

## （イ）担い手

県では、①「かごしま農業経営・就農支援センター」を中心に、税理士等の専門家派遣や研修会・個別相談会の開催等による担い手の法人化・経営継承等を支援するとともに、②経営発展や法人化を目指す担い手に対して、経営ノウハウを学ぶ「かごしま農業次世代トップリーダー塾」を開催し、経営管理能力の向上や法人化に向けた取組を支援してきたところです。また、農業参入を志向する福祉施設等を対象とした農業参入研修会や技術支援などを実施してきたところです。

令和5年度末時点の認定農業者は、平成28年度比8.3%減の7,508経営体となっています。個人経営体の減少傾向が続く一方で、法人経営体は一貫して増加傾向にあり、同比20.4%増の1,308経営体と全国第2位となっています。

## イ 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化に向けた取組

県では、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定・実行を支援するため、県の推進体制を強化し、取組方策の検討や意見交換会を通じて市町村等に対する助言・指導を行うとともに、優良事例の収集や研修会等を開催し、令和7年3月末には県内43市町村・660地区で地域計画が策定されたところです。

また、担い手への農地の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業の活用、農地中間管理事業と連携した基盤整備事業の実施、農地の貸借ニーズの意向把握、機構集積協力金制度や所有者不明農地に関する制度等の活用、荒廃農地の発生防止・解消などに関係機関・団体一体となって取り組んでいます。

その結果、認定農業者等の担い手が経営する農地面積は、令和6年度末現在、本県の耕地面積（約110千ha）の47.9%に当たる約53千haとなるなど、地域の担い手への農地の集積が進みつつあります。

【担い手への農地集積率など】

令和6年耕地面積	110,400ha
担い手の経営農地面積	52,849ha
農地集積率	47.9%

ウ 労働力確保に向けた取組

県では、農業法人等の労働力不足に対応するため、「鹿児島県農業労働力支援センター」を中心に、労働力確保に関する相談対応や情報発信、求人・求職者のマッチングに向けた支援、労働力募集アプリなど新たな求人手法等の情報収集及び普及支援等を実施しているほか、外国人を含む人材の円滑な受入れに向けた環境整備や農福連携の取組を進めています。

(ア) 外国人材

県では、「鹿児島県農業分野技能実習制度適正推進協議会」を中心に、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な実施に向けた研修会を実施するとともに、県単独事業を活用して、ほ場でのトイレ設置や住宅の冷暖房施設の整備など、外国人材が働きやすい就業・生活環境を整備するためのモデル的な取組を支援してきたところです。

また、ベトナム国立農業大学との連携協定に基づき、5戸の農業法人等が9人（耕種6人、畜産3人）の技能実習生を受け入れたところです。

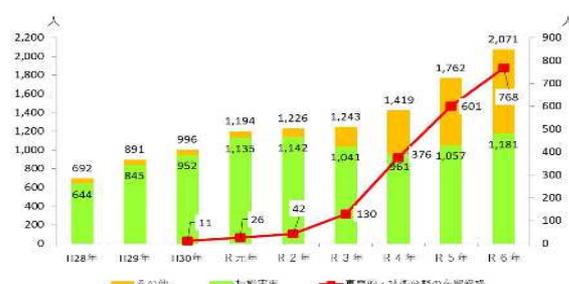
(イ) 農福連携

県では、農福連携を実践・支援する人材を育成するための研修会の開催や、農福連携の基礎知識や品目別の取組事例等をまとめた「かごしま農福連携事例集」の作成・配布などにより農福連携を推進しており、本県では、令和7年5月現在、50の農業経営体が農福連携に取り組んでいます。

一方、令和6年4月1日現在、179の障害者就労施設が農産物の生産・加工や農作業受託等の農福連携に取り組んでいるほか、令和6年12月末現在、28の福祉関係法人が農業に参入しているところです。



農作業請負方式技能実習



在留資格外国人労働者数の推移（農林業）

## エ 担い手サミット開催に向けた取組

全国農業担い手サミットは、認定農業者などの全国の農業者が一堂に会し、相互研鑽と交流を目的として、各県持ち回りで毎年開催されており、令和7年10月に、鹿児島県で初めて開催されることとなりました。

サミット開催に向けて、令和6年8月に県内の担い手組織や農業関係団体からなる実行委員会等を設立し、鹿児島市で行う記念式典や、県内6地域で行う情報交換会及び現地研修会の準備を進めています。

本県農業の多彩な魅力をアピールできるよう、準備を行うとともに、県内外の多くの農業者に参加していただけるよう、広報活動や、機運醸成に取り組んでいるところです。



**日本の未来を語ろう！ 南の宝箱 鹿児島で  
～共に創ろう！ 新しい農業のカタチ～**

令和7年  
**10/23木・24金**

全体会  
会場 **川商ホール**  
(鹿児島市民文化ホール)

地域交流  
会場 **県内6地域**

主催 第27回全国農業担い手サミット in かがしま実行委員会  
一般社団法人全国農業会議所

全国農業担い手サミット in かがしま

## 6 県産農畜産物の付加価値の向上について

県では、平成元年度に「かごしまブランド推進本部」を設置し、生産者、関係機関・団体が一体となって、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる「産地づくり」と、県産農畜産物のイメージアップによる「販路拡大」を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開しています。

また、首都圏のホテル・レストランや高級果物店でのフェア及びトップセールスなどにより、県育成品種や希少性などの強みを有する「高付加価値産品」のPRや販売促進に取り組んでいます。

さらに、6次産業化による県産農畜産物の高付加価値化に向けて、商談や販売支援による販路拡大や6次産業化人材育成、大隅加工技術研究センターにおける栽培・加工・流通技術の研究・開発や技術支援による商品開発等を推進しています。

### (1) かごしまブランドの推進等について

#### ア かごしまブランド産品の産地づくり、有利販売等への取組

##### (ア) 団体認証状況・制度の周知等

かごしまブランド団体認定に当たっては「かごしまの農林水産物認証制度」等の認証を受け、市場などの主要な出荷先から一定以上の評価を得る必要があります。これらの要件を満たした団体が、令和7年6月末時点で、28品目において、野菜22団体、果物16団体、花き5団体、お茶91団体など、160団体が認定されています。

##### (イ) 合同査定会

複数の産地が参加して行う消費地での合同査定会については、福岡で「レザーリーフファン」、横浜で「きんかん」、東京で「パッションフルーツ」の査定会を開催し、市場等関係者からの評価結果を産地と共有するなど、生産体制強化に向けた取組支援を行いました。



合同査定会の様子

##### (ウ) 調理師専門学校等と連携した認知度向上

将来、食の実需者となる調理師専門学校等の学生を対象に、食材の意識醸成を図るとともに、かごしまブランド産品などの県産食材の認知度向上に向けた取組を行っています。

調理師専門学校の栄養士科と調理師本科の学生を対象とした「かごしまの『食』体験授業」や、同校の講師が考案した新メニューの発表

等を行う「かごしまの『食』発表会」を開催しました。学生からは、「どこの産地を使うかによって食材が同じでも味が全く違うので食材選びに今後力を入れていきたい」「旬の食材はもちろん、農家さんのことを考えた上で料理ができるように頑張りたいと思った」との声をいただきました。



かごしまの「食」体験授業（左：西洋料理，中：製菓製パン，右：日本料理）

### （エ）県内外の量販店等と連携した販売促進

「かごしまブランド産品」をはじめとした県産農畜産物等に対する消費者の認知度向上，イメージアップを図り，有利販売を促進するため，県内外の量販店等 21 社で，年間を通じた切れ目のない「かごしまブランド産品」の売り場確保・PRに取り組みました。

県内の量販店において実施したアンケートでは，「ブランドマーク」商品を優先的に購入すると答えた方が昨年度比14%増の54%という結果を得られました。



こまつな・白ねぎの即売会



量販店における大将季コーナー

### （オ）「かごしまブランド産品」等の情報発信

かごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物等の情報を広く発信し，より見やすく訴求できる内容にするため，県が運営する「かごしまの食ウェブサイト」をリニューアルしたほか，Facebook に加えて Instagram を開設し，イベント情報や産地情報を発信しました。

また，県のホームページや県政広報番組，県公式LINE等で「かごしまブランド産品」を紹介するなど，かごしまの食に関する様々な情報を発信しました。

さらに、料理レシピサイトのクックパッド内に「鹿児島県のキッチン」を開設し、鹿児島の郷土料理や旬の野菜のレシピ、服部栄養専門学校考案レシピ等 121 件のレシピを紹介しました。



かごしまの食ウェブサイト



鹿児島県のキッチン（クックパッド）



【作り手の技術と自然の恵みで育まれた「かごしまのピーマン」】  
一般的に夏野菜として知られるピーマンですが、「かごしまのピーマン」は鹿児島の高湿度を活かしてハウスで栽培されていて、10月から5月まで全国に出荷されています。濃い緑と裏りがあって苦みが少なく、和・洋・中いるんな料理に使える万能選手です。

県公式ライン

## イ 高付加価値製品のブランド力向上に向けた取組

### (ア) 大消費地の高級果物店でのPRと販売促進

大消費地の高級果物店（東京，京都，福岡）と連携して「かごしまフェア」を開催し、大将季やきんかん（春姫），パッションフルーツ等の販売促進を行っています。消費者からは「パッションフルーツはサイズが大きく濃厚で美味しかった。」と高評価を得ています。

また、販売店からは「他県産の不知火と比較して大将季は甘くてジューシーで、リピート購入も増えている。」との声をいただきました。



高級果物店での販売促進  
（パッションフルーツ）

### (イ) 首都圏のホテル，レストラン等との連携

首都圏の飲食店において、鹿児島県産和牛をはじめとする、鹿児島県の特徴ある農産物を活用した「和牛日本一鹿児島レストランフェア」を開催するとともに、シェフによる事前の産地視察、知事トップセールス等を実施し、鹿児島県産農畜産物の認知度向上を図るとともに、継続的な取引や販路拡大へつなげる取組を行いました。



視察風景（鹿児島黒牛肥育農家）



知事トップセールス

### (ウ) マーケティング調査の実施

鹿児島県の農畜産物について、効果的な販売戦略を協議するための基礎材料とするため、マーケティング調査を行い、「食」のイメージアップに寄与する「高付加価値産品（シンボリック産品）」の創出が、販売戦略に効果的との結果が得られました。

そこで、県の育成品種や希少性など強みを有する産品について、「高付加価値産品」としてさらなるブランド力向上や販売促進を図るため、生産・流通・販売等の専門家による磨き上げの検討を始めたところです。



専門家による検討会

### ウ 「和牛日本一鹿児島」のPR

県産和牛のPRについて、「和牛といえば、鹿児島県産。」のイメージの定着を図るため、「和牛日本一鹿児島」をキャッチコピーとし、統一ロゴマークを決定しました。統一ロゴマークを使用した、のぼりやポスターを、食肉事業者をはじめ、県産和牛を取り扱う「和牛日本一鹿児島応援店」（令和7年7月現在 220 店舗）に登録された飲食店等に提供し、県内外で広くアピールしました。

また、首都圏でのPRを強化し、和牛肉需要が高まる年末年始に、首都圏の主要35駅及び羽田空港において、大規模かつ集中的に「和牛日本一鹿児島」のPR広告を実施しました。これに合わせて、特設サイトにおいてアンケートに回答いただいた方の中から、県産和牛が当たるプレゼントキャンペーンを実施し、首都圏を中心に約8千名の方に応募いただきました。

さらに、令和7年10月に開催される東京食肉市場まつりに、鹿児島県として初めて協賛し、首都圏の食肉事業者や消費者に向けて、県産和牛をはじめ、県産品のPRを実施するため、令和7年4月に東京食肉市場まつり2025鹿児島県実行委員会を設立しました。



和牛日本一鹿児島  
統一ロゴマーク



「和牛といえば、鹿児島県産。」  
ポスター



首都圏主要駅でのPR広告

## エ 生産量日本一「かごしま茶」のPR

令和6年産の荒茶生産量が日本一となったお茶については、令和7年3月29日から30日にアミュ広場で開催された「かごしま茶」日本一達成記念感謝祭を皮切りに、4月27日から28日には鹿児島空港において、5月17日から18日には博多駅において「新茶キャンペーン」を、5月10日から11日にはアミュ広場において「令和新茶まつり」を開催しました。

また、5月14日には、石破総理に新茶の贈呈を行い、知事から荒茶生産量日本一と併せて、有機栽培茶の更なる生産拡大や抹茶・紅茶など多様なニーズに対応した加工施設整備などを推進し、「かごしま茶」の更なる輸出拡大に取り組むことを報告しました。「かごしま茶」を試飲された総理からは、「コク、深み、香り、色があって三拍子ならぬ四拍子揃った鹿児島のお茶」との評価を頂きました。

さらに、6月10日から11日にかけて、大阪・関西万博で開催された日本の多様な地域の食などを紹介するイベントにおいて、「かごしま茶」の試飲や産地の特徴の紹介などを行いました。

クルーズ船の観光客を対象にマリポートにおいても、「かごしま茶」の試飲や販売を随時行っているところです。



荒茶生産量日本一  
達成記念感謝祭



博多駅における  
「かごしま茶」



令和新茶まつりにおける  
試飲・販売



石破総理への新茶贈呈



大阪・関西万博でのPR



クルーズ船での訪日観光客等へのPR

## オ 「かごしま黒豚」の優位性を生かしたブランド戦略の策定

本県を代表するブランド製品のひとつである「かごしま黒豚」は、こだわりの飼育方法やそのことによる品質の良さについて、一般消費者に認識されていない現状があることから、全国への情報発信拠点である首都圏の消費者等を対象にブランド肉等に対する需要動向や「かごしま黒豚」が持つ有意性（強み）等を調査・分析し、更なる高付加価値化につなげるためのブランド戦略を令和7年度に策定することとしています。

## (2) 付加価値の向上について

### ア 6次産業化事業者への支援

鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、6次産業化に関する相談対応や、事業者への専門家派遣を通じた経営戦略の策定・実行などの支援を行いました。

27事業者が中小企業診断士やデザイナーなどの専門家の支援を受け、生産工程管理の改善や新商品開発に取り組みました。

また、新たに6次産業化に取り組む事業者等を対象に、支援施策や取組事例、基本的な衛生管理等を学ぶ6次産業化推進研修会を開催し、61人が参加しました。



専門家の支援による  
経営改善戦略の策定

### イ 6次産業化商品の販路開拓支援

#### (ア) 商談機会の提供

6次産業化商品の販路拡大を支援するため、商談技術向上セミナー（9事業者14名参加）や個別相談会を実施し、県内外バイヤーとの商談会（8事業者参加）を開催しました。



商談会の開催

#### (イ) 販売機会の提供

首都圏において、試食専門店での6次産業化商品の試食・販売（15事業者25商品）及び商業施設でのテスト販売（5事業者9商品）を支援しました。



試食専門店での試食・販売

### ウ 大隅加工技術研究センターによる県産農産物の高付加価値化支援

#### (ア) 実需者ニーズに対応した加工・流通技術の研究・開発

新たな価値を生み出す県産農産物の食品素材化技術の開発、地域農業と食品産業の多様なニーズに対応する加工技術の開発、県産農産物のブランド力向上に向けた流通貯蔵・評価技術の開発、加工・業務用野菜に関する栽培技術の開発に取り組みました。

#### 【大隅加工技術研究センターにおける研究・開発の事例】



緑茶のフリーズドライ  
令和7年1月に特許取得(特許第7620279号)



処理なし



高温高湿度処理あり

さつまいも高温高湿度処理による腐敗抑制技術

(イ) 食品加工事業者等が行う県産農産物を活用した加工品開発の支援  
 施設の開放により，食品加工事業者等が自ら行う加工品開発などを支援し，紫やまいものフリーズドライ粉末を練りこんだそうめん製品やばれいしょの真空フライ製品など新たに 11 商品が開発されました。

【大隅加工技術研究センターの支援により開発された商品（例）】



紫やまいものそうめん  
 (曾於市)



県産野菜の真空フライ  
 (伊佐市)



ごぼうのポタージュ  
 (曾於市)

(ウ) 人材育成に向けたセミナー等の開催

食品加工事業者等の加工技術等の向上を支援するため，センターの機器等を活用し，米粉飲料製造技術や食品分析などの実技セミナー，6次産業化に関する基本的な知識や加工技術を学べる「食 Pro. 食の人材育成セミナー」を実施（計 10 回，延べ参加者 183 人）しました。

また，センターの施設や取組成果を広く P R するため，成果発表会（公開デー）を開催し，85 人が参加しました。



食品分析セミナー



米粉飲料製造技術



公開デー① 事例発表



公開デー② 子供達の体験学習

## 7 県産農畜産物の輸出拡大について

県では、国際的な経済連携協定等によるグローバル市場の出現を新たなビジネスチャンスと捉え、県産農林水産物の更なる輸出拡大に向けた指針となる「県農林水産物輸出促進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成30年3月に策定し、令和7年度の輸出目標額約500億円の実現に向け、戦略的な取組を進めているところです。

### (1) 輸出の現状と課題

#### ア 国の動き

国においては、令和7年4月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」で、農林水産物・食品の輸出額を令和12年（2030年）までに5兆円、食品産業の海外展開による収益額3兆円、インバウンドによる食関連消費額4.5兆円に拡大するとの目標を掲げています。

また、令和7年5月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、日本の強みを有する品目として選定した重点品目について、品目毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源を重点的に投入するとともに、輸出支援プラットフォーム等の役割拡大による海外現地専門家の配置や、インバウンドに訴求する地域づくり等を推進することとしています。

#### イ 本県の輸出実績

令和6年度の県産農林水産物の輸出額は、約104億円増の約471億円となり、農林水産物全ての部門で輸出額が増加し、4年連続で平成23年度の公表開始以降最高額を更新しました。

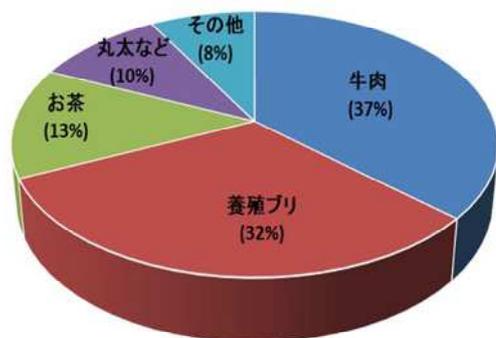


県産農林水産物の輸出額の推移

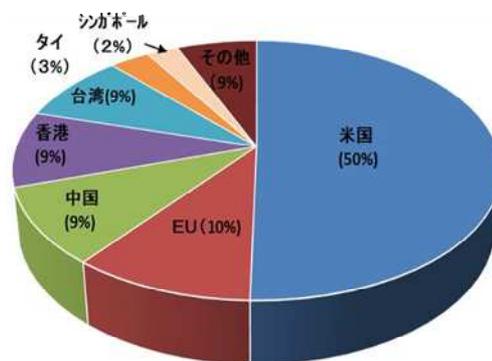
部門別に見ると、畜産物では、和牛肉の需要の高まりに加え、円安の追い風もあり、米国をはじめ、多くの輸出先国において輸出が増加しました。また、農産物では、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、米国やEU向けのお茶の輸出が増加しました。

主な品目としては、牛肉や養殖ブリを中心に、お茶、丸太などが輸出されています。

牛肉は、主に米国、EU、台湾向けに、お茶は、主に米国やEU向けに、さつまいもは、主にアジア向けに輸出されています。輸出先を国・地域別に見ると、養殖ブリ、お茶、牛肉を中心とした米国が最大で、次いで牛肉、お茶を中心としたEU、丸太を中心とした中国に輸出されています。



品目別の輸出額の割合 (R6 年度)



国・地域別の輸出額の割合 (R6 年度)

資料：鹿児島県調べ

## ウ 課題

CPTPPや日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPが発効されるなど国際的な経済連携を巡る情勢は、急速に進展しています。令和7年4月に米国政府が発表した相互関税措置について、7月23日に15%の関税を課す内容で合意されたとの発表がなされたところであり、今後とも米国の相互関税措置の動向を注視していく必要があります。また、人口減少や高齢化に伴い、日本の食市場は長期的に縮小することが見込まれており、海外を販売先の一つとして、輸出を更に拡大していく必要があります。そのためには、①輸出相手国・地域の動植物検疫や国際的な認証基準に対応した産地づくり、②農林水産物を持続的に輸出するための生産基盤の強化、③相手国のニーズに応じた商品づくり、④輸送コストの低減と品質を保持した輸送手段・ルートの確立、⑤海外での認知度向上等に取り組む必要があります。

## (2) 輸出拡大に向けた具体的な取組

ビジョンでは、概ね10年後を見据え、多くの農林漁業者が輸出に取り組み、所得の向上と後継者の確保という好循環が生まれることを目指しており、令和7年度の県産農林水産物の輸出額を平成28年度の約3.2倍となる約500億円とすることを目標としています。

ビジョンの実現に向けて、輸出重点品目、輸出重点国・地域を明確にした上で、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の3つの視点から戦略的な取組を展開することとし、更なる輸出拡大に向けて、「生産・流通体制」と「販売力」の強化に取り組んでいます。

また、令和5年度に設置した官民一体となった輸出推進体制「GFP鹿児島」を活用し、輸出促進セミナーを開催したほか、商談会等のイベントや国・県の補助事業など、輸出促進に有用な情報のホームページやメールによる提供に取り組んでいます。



セミナーの様子

### ア 「つくる」

#### (ア) 畜産物の取組

畜産物については、畜産クラスター事業による牛舎等の整備や優良繁殖雌牛更新加速化事業等による肉用牛繁殖雌牛の増頭や優良雌牛の導入を図り、生産基盤の維持・強化に取り組んでいます。

また、輸出相手国が求める食肉供給体制を確立するため、食肉生産流通多角化施設整備事業を活用し、食肉加工施設・設備の整備を行っています。



食肉加工施設の整備

#### (イ) お茶の取組

お茶については、全国に先駆けて、色合いやうま味に優れ、海外での需要が高い抹茶に適した品種「せいめい」の産地化に向け、面積の拡大や現地実証活動による高品質安定生産技術の普及等に取り組んでおり、令和6年の栽培面積は、前年から約19ha増加し108haとなっています。

また、抹茶の原料となるてん茶の生産量を確保するため、てん茶加工施設や貯蔵施設の整備を支援しています。



「せいめい」研究会  
現地研修会

## (ウ) 青果物等の取組

青果物等については、輸出に意欲のある県内生産者の生産体制構築を支援するため、ごぼう生産者やお茶生産者のASIAGAP 認証取得・更新や、さつまいも生産者の有機 JAS 認証取得、ほうれんそうの輸出用商品パッケージのデザイン変更などを支援しました。



きんかんほ場での現地検討

さらに、海外の規制やロット等のニーズに対応可能な輸出産地の形成を図るため、さつまいもの有機生産方法への転換やきんかんの輸入規制に対応した防除暦の作成を支援しました。

## イ 「あつめる・はこぶ」

本県の地理的優位性を生かした輸送ルートによる輸出促進を図るため、沖縄県等と連携して、鹿児島発の定期船便(那覇航路)と沖縄国際物流ハブ空港を利用する輸送スキーム

「SHIP&AIR」を活用する「沖縄国際物流ハブ活用促進商談会」を鹿屋市で開催し、56 アイテムについて商談を継続しているところです。



沖縄ハブ商談会

また、県内港湾からの青果物の持続的な輸出スキームの構築のため、志布志港から船舶で神戸に向かうルートでの輸出と、鹿児島から陸路で神戸港に向かうルートでの輸出で試験輸送を実施しました。

## ウ 「うる」

### (ア) 県産農畜産物の販路拡大に向けた魅力を伝えるプロモーション活動等

#### a 県産農畜産物集出荷事業者等による海外での営業活動支援

輸出に意欲的な生産者等に対して輸出向けのアドバイス等が可能な輸出商社や集出荷事業者が、県内産地と連携・共同で実施する県産農畜産物等の海外販路開拓に係る活動を支援しており、令和6年度は、お茶や牛肉などの県産農畜産物が新たな販路に向けて輸出されたところです。



バイヤーの産地招聘

## b 海外でのPR・販売促進活動等

### (a) 畜産物

県食肉輸出促進協議会と一体となり、既存輸出国等への和牛日本一の「鹿児島和牛」のPR・商談等を行うため、台湾やフランス等で開催された海外展示会等に出展したほか、海外における「鹿児島和牛」販売指定店制度の推進により152店舗（台湾、オーストラリア等）を指定しました。

また、専門家派遣による調理・カット技術の指導などのフォローアップに取り組み、更なる販路拡大に取り組んでいます。



FOOD TAIPEI 2024

### (b) お茶

海外での認知度向上や販路拡大に向けて、米国での現地デスク等を活用した情報収集・発信、茶商等が行う海外商談会や国際コンクール等への出展支援等に取り組んでいます。



国際商談会への出展

### (c) 青果物等

現地小売店等と連携した県産農畜水産物の海外フェアを行いました。

香港やシンガポール、台湾では、さつまいもやきんかん、鹿児島和牛等による試食宣伝販売により、認知度向上に繋がりました。

米国（グアム）では、さつまいもや鹿児島和牛、ブリ等を使用したメニューの開発及び試食宣伝販売を実施し、参加者から好評を得ました。



米国（グアム）でのフェアの様子

## (イ) 統一ロゴマークを活用したPR

平成31年3月に作成した「県産農林水産物輸出用統一ロゴマーク」の商標登録を海外11か国・地域に出願し、9か国で登録されています。鹿児島和牛の統一ロゴマークは10か国・地域で登録されています。

統一ロゴマークは、輸出事業者の販売商品等に活用されているほか、PR資材にも積極的に表示し、海外のバイヤーや消費者への積極的なPRに取り組んでいます。



輸出用統一  
ロゴマーク



鹿児島和牛  
ロゴマーク



屋久杉で作成した  
販売指定店看板



ロゴマークを活用した  
PR資材

## 8 スマート農業の推進について

スマート農業は、ロボット技術やICT等を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業であり、本県農業が抱える労働力不足や生産性向上等の課題を解決するためにも有効な手段であることから、「鹿児島県スマート農業推進方針」に基づき、スマート農業の理解促進や実装を加速化する取組を進めています。

### (1) 現状と課題

農業の生産現場では、担い手の高齢化や労働力不足が深刻化する中、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする「スマート農業」への期待が高まっています。

今後、スマート農業を速やかに現場へ普及するためには、農業者等のスマート農業に関する理解促進を図る必要があります。

また、地域におけるスマート農業の取組を支援するため、スマート農業に関する指導者等の人材育成や、地域特産品目に対応した先端技術開発を支援する必要があります。

併せて、品目・経営規模に応じたスマート農業の実装化を促進するため、スマート農業技術を活用した営農体系を確立する必要があります。

### (2) 実施した施策及び成果

#### ア 農業者の理解促進

スマート農業に関する農業者の理解促進と導入推進を図るため、県内外のスマート農業技術実証成果の報告や講演、各種スマート農業機器の実演・展示等を内容とするスマート農業研修会等を開催しました。

開催月	場所	人数	内容
令和6年5月	中種子町	80人	実演・体験会 ・自動農薬散布機，直進アシスト付きトラクタ他
令和6年8月	志布志市	50人	実演会 ・レーザーレベラー，直進アシスト付きトラクタ，玉ねぎ直播機
令和6年9月	南さつま市	100人	実演会 ・直進アシスト付きトラクタ
令和6年12月	鹿児島市	94人	研修・実演会 スマート農業取組状況，各種機器実演 ・ロボット草刈機
令和6年12月	西之表市	88人	実演・研修会 ・無人農薬散布機

## イ 推進に向けた体制づくり

### (ア) データ活用農業支援者育成のための研修

普及指導員やJ A営農指導員等の技術支援者を対象に、施設園芸の植物生理に基づいたデータの活用方法について研修を行いました。

開催月	場所	参加人数	内容
R6.10.22	鹿児島市	21人	講義
R6.12.11	志布志市	22人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境制御技術に関するデータの活用について</li> </ul>
R7.1.28	南さつま市	29人	

### (イ) スマート農業に関する技術開発

県農業開発総合センターでは、国や民間企業とも連携しながら、スマート農業拠点施設を核とし、直進アシスト付きトラクタやドローンを活用した農薬散布の省力防除等の技術開発に取り組みました。

## ウ 実装に向けた取組の展開

### (ア) スマート農業の導入実証活動の支援

県単事業を活用し、県内各地域の6協議会が、産地におけるスマート農業機器の導入に向けた実証活動を行った結果、スマート農業技術ごとの費用対効果や現場実装に向けた課題が明らかになりました。

#### 【導入実証活動によるこれまでの主な成果事例】

実証技術	実証地区	品目	実証の成果（具体例）
水田監視システム等を活用した労働時間削減効果の検証	大隅	水稻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクアモニターの導入により、水田の水位状況の見回りに要する作業時間を227.5時間削減できた。</li> <li>・水田ファーモの導入により、水田への入水及び止水などに要する時間を91時間削減できた。</li> </ul> （作業期間 3/25～7/25(123日間の検証)）
無人防除機による防除作業省力効果の検証	熊毛	スナックペンドウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散布精度(感水紙による薬液被覆面積)について、無人防除機は慣行(動噴による人力作業)と同等の散布精度であることを確認した。</li> <li>・無人防除機の作業時間は42分/10aで、慣行作業の2時間と比較して約3割となった(65%の削減)。</li> </ul>
衛星センシングを活用した露地野菜の生育・出荷予測技術の検証	指宿 南薩 大隅	キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象データと生育マップデータから収穫目安を判断でき、取引相手との具体的な商談が可能となった。</li> </ul>

## (イ) スマート農業技術を活用した「モデル産地」育成及び導入支援

スマート農業技術を活用したモデル産地の育成に向けて、曾於地域におけるスマート農機一貫作業体系の実証活動を支援した結果、二段局所施肥機と自動操舵システムを組み合わせた畝立同時施肥により、肥料コストの削減と作業効率の向上が図られました。

また、産地のスマート農業の推進に向けて関係機関と連携した課題整理と推進方向性について検討がなされ、令和11年度を目標とした曾於地域スマート農業ビジョンが策定されました。

直進アシスト付きトラクタについて、農作業受託組織による導入効果の確認等を支援した結果、スマート農業への理解促進が図られ、機器導入に向けた話し合い活動が展開されるなど、スマート農業技術の現場実装に向けた機運が高まりました。



スマート機器の実演会の開催



スマート農機導入に向けた話し合い

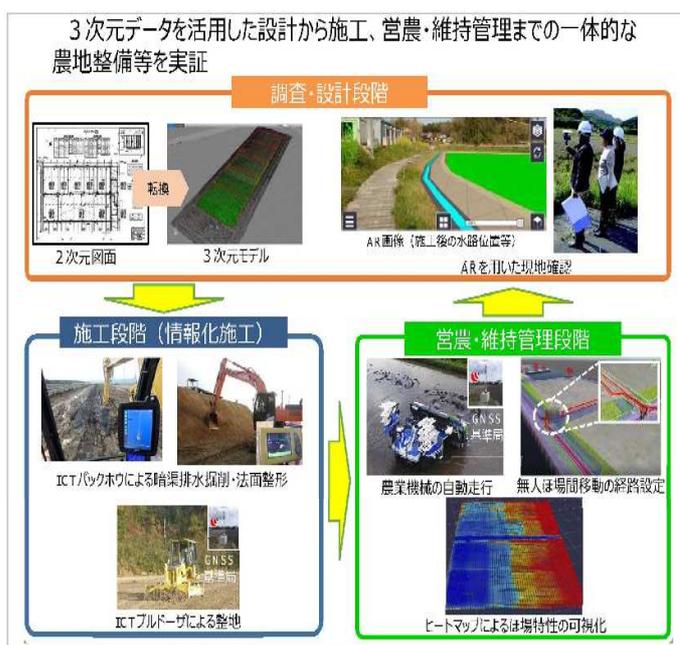
## (ウ) スマート農業に対応したモデル地区設置

南さつま市の水稻ほ場において、スマート農業に対応した基盤整備による営農実証（令和6年度～令和8年度）を行い、現地への実装化を図っています。

令和6年度は南さつま市金峰町にモデル地区を設置しました。

自動走行農機等の導入・利用に対応する農地の大区画化等の整備やICTを活用した水管理の取組を支援するとともに、整備手法の確立・体系化を図り、3次元データを活用した設計から施工、営農・維持管理までの一体的な農地整備を実証します。

令和7年度から区画整理、ICT給水栓設置、排水路暗渠化に着手し、令和9年度の完了を目指します。



## 9 サツマイモ基腐病の防除対策について

サツマイモ基腐病の防除対策について、県では、令和7年産までに1万ヘクタール分の健全苗と健全なほ場を確保することを目標とした「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム（令和4年1月策定）」（以下「AP」という。）に基づき、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」3つの対策を総合的に推進しています。

【県サツマイモ基腐病対策アクションプログラムの目標（単位:ha, %）】

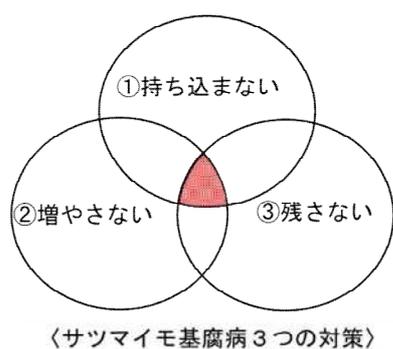
区分	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
栽培面積	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
健全苗に対応したほ場面積	—	1,040	5,180	8,790	10,000
確保率	—	10.4	51.8	87.9	100

### （1）現状と課題

本県のさつまいもは、全国1位の生産量を誇り、畑作における輪作体系や防災営農の面からも重要な作物です。平成30年にサツマイモ基腐病が初めて確認されて以降、サツマイモ基腐病のまん延防止は、喫緊の課題となっています。

県では、APに基づき3つの対策を関係機関・団体と一体となって総合的に取り組んでいます。

《農業散布のみの実施など、単一的な対策ではなく『3つの対策』を総合的に実施する》



#### ①持ち込まない

- 健全苗の確保
- ・バイオ苗の利用、種いもの蒸熱消毒、苗床の土壌消毒、苗消毒など

#### ②増やさない

- 排水対策、予防防除、異常株の抜き取り、抵抗性品種の活用など

#### ③残さない

- 収穫残さの持ち出し
- 収穫後の耕うん等による残さ分解促進
- 他作物との輪作・交換耕作など

## (2) 実施した施策及び成果

### ア 令和6年度の取組

#### (ア) 総合的な取組の推進

基腐病の克服に向けて、総合的な取組が必要であることを様々な手法により周知しました。

- ・ 県ホームページやラジオCMによる基腐病対策の周知
- ・ 市町村等を通じた適時適切な対策の周知
- ・ 新聞による基腐病対策事例の紹介
- ・ 市町村の広報メールや広報誌，防災無線等を活用した周知依頼
- ・ 抵抗性品種や新農薬を組み込んだ防除体系の展示実証ほを活用した研修会や個別巡回指導

#### <「持ち込まない」対策>

健全苗確保に向けて生産者に対し，蒸熱処理装置を活用した種いも消毒（蒸熱消毒）の推進と併せ，チラシの作成・配布等を通じ，蒸熱消毒前後における種いもの取扱事項や苗床の保温対策・適切な苗消毒を指導しました。また，育苗事業者（蒸熱処理装置導入事業者を含む）に対して，蒸熱消毒時の留意事項などを周知・指導しました。

#### <「増やさない」対策>

研修会の開催や個別巡回指導により，排水対策，異常株の抜き取り，定期的な予防防除などを指導しました。抵抗性品種については，「こないしん」や「みちしずく」の普及を図るため，展示実証ほ等を設置するとともに，焼酎原料用として有望な新品種「コガネタイガン」について，酒造会社等を対象にした醸造適性検討会を開催しました。

#### <「残さない」対策>

収穫直後の残さの持ち出しや早期耕うんによる残さ分解促進の実践などを周知・指導しました。

発生の多いほ場については，輪作等を推進しました。



試験研究ほ場での研修会

#### (イ) 補助事業を活用した生産者等支援

生産者に対して，国の基金事業等を活用した健全苗や資材の購入支援，被害程度に応じた定額支援，排水対策・土層改良の支援を実施しました。

また、民間育苗事業者に対して、健全苗を確保するための肥料・農薬等の購入支援や、育苗施設・蒸熱処理装置等の導入支援を行いました。



土層改良(反転耕)の状況



種いもの蒸熱処理装置への搬入

### (ウ) 防除技術の確立に向けた取組

農業開発総合センターでは、抵抗性品種「みちしずく」の優良苗生産技術、新たな農薬を組み入れた防除体系の構築に向けた試験などに取り組み、また、国などの試験研究機関との共同研究により得られた成果を、防除暦や啓発ポスター等に掲載し、研修会等を通じて生産者等に周知しました。

### (エ) 取組の成果

以上のような取組を行った結果、令和6年産において葉やつるに1株でも基腐病の症状が見られたほ場の割合は9.9%で、3年連続して減少しました。しかし、依然として発生の多い地域があることから、引き続き基腐病対策を推進する必要があります。

なお、令和7年産の発生状況は、7月31日現在で、前年同時期より少ない1.2%（前年4.3%）となっています。

#### 【基腐病の発生状況(R3～6)】

年産	作付面積	被害の発生程度別面積（上段：被害面積割合，下段：面積換算）					備考 (微～甚)	
		無	微 1株～3%未満	少 3～20%未満	中 20～40%未満	多 40～60%未満		甚 60%以上
3年	10,300ha	25.5% (2,627ha)	29.3% (3,018ha)	26.6% (2,740ha)	11.7% (1,205ha)	5.2% (538ha)	1.6% (168ha)	74.5% (7,674ha)
4年	10,000ha	65.1% (6,514ha)	27.0% (2,700ha)	5.7% (567ha)	1.6% (164ha)	0.4% (44ha)	0.1% (12ha)	34.9% (3,486ha)
5年	9,790ha	82.0% (8,025ha)	14.1% (1,385ha)	3.1% (306ha)	0.7% (66ha)	0.1% (8ha)	0.0% (0.5ha)	18.0% (1,765ha)
6年	9,490ha	90.1% (8,546ha)	8.7% (827ha)	1.2% (115ha)	0.0% (1.2ha)	0.0% (0.3ha)	—	9.9% (944ha)

※ 作付面積は農林水産統計，被害面積は市町村報告

※ ラウンドの関係で計が合わないことがある

## イ 令和7年度の取組

蒸熱処理装置の活用による種いもの蒸熱消毒やバイオ苗の利用により、令和7年産の目標である10,000ヘクタールに対して、約7,592ヘクタール分の健全苗と約9,373ヘクタール分の健全なほ場を確保しました。

植付後は、「増やさない」対策として、排水対策、異常株の早期抜き取り、予防防除などの徹底をチラシ等で周知しています。

また、民間事業者に対して、抵抗性品種の面積拡大に向けたバイオ苗の導入支援や抵抗性品種「みちしずく」の多収技術の開発、新規薬剤登録に向けた農薬試験等に取り組んでいます。

今後も引き続き、関係機関・団体と一体となって、3つの対策を総合的に推進していくこととしています。



サツマイモ基腐病対策の防除暦



サツマイモ基腐病対策啓発ポスター

## 10 家畜防疫対策について

畜産業は、本県の基幹産業である農業産出額の約7割を占める重要な産業であり、県では、市町村や関係機関・団体と一体となって、最大限の警戒感を持って、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の侵入防止対策に取り組んでいるところです。

なお、家畜防疫対策を着実に推進するため、令和6年4月1日付けで、農政部の「畜産課」を改組し、「家畜防疫対策課」を設置したところです

### (1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

#### ア 現状と課題

##### (ア) 国内・県内における発生状況

令和6年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザについては、令和6年10月17日に北海道の養鶏場において発生が確認されて以降、翌年2月1日までに、14道県51事例の発生が確認され、約932万羽の鶏が殺処分されました。特に愛知・千葉・岩手3県の養鶏集中地域における連続発生が顕著でした。また、本県においても令和6年11月20日に出水市、12月20日及び翌年1月7日に霧島市の養鶏場で計3事例の発生を確認し、約32.3万羽の鶏を殺処分しました。

##### (イ) 防疫措置に係る漏出事案

令和4年度に発生した県内3例目の出水市での高病原性鳥インフルエンザ発生事例について、埋却地から埋却物が漏出し、近隣の長迫池において悪臭と汚水が確認されました。県では、漏出直後から事態の改善を図るため、早急に漏出物の除去を行い、その後も定期的に池の水の引抜きや泥の除去を実施するとともに、令和5年2月以降、長迫池等の水質検査を行い、検査結果について、随時、住民に情報提供してきたところです。

#### イ 実施した施策及び成果

##### (ア) 本県における防疫対応

県内養鶏場における簡易検査陽性の結果を受け、直ちに知事を本部長とする「県対策本部会議」を開催し、迅速な防疫措置とまん延防止対策を図るため、周辺農場の飼養状況の確認や移動自粛の要請などを行いました。県内1例目の農場の防疫措置は11月20日午前7時から開始し、25日正午に完了しました。消毒ポイントは、11月20日から翌月17日まで6箇所設置し、車両消毒を実施しました。

県内2例目の防疫措置は、12月20日午前10時から開始し、23日午後6時に完了しました。県内3例目の防疫措置は、令和7年1月7日

午前9時から開始し、9日午後4時に完了しました。県内2例目と3例目は養鶏場が近接することから消毒ポイントが同一となり、令和6年12月20日から翌年1月20日正午までは4箇所設置、1月20日正午から同月31日までは2箇所に変更して車両消毒を行いました。

令和6年11月22日には、家畜伝染病予防法第30条に基づく、農場内における消毒及びねずみ駆除を告示するとともに、県内の全養鶏場806農場に消毒薬及び殺鼠剤を、家きん関連施設21施設に消毒薬を配布し、高病原性鳥インフルエンザの予防及びまん延防止を図りました。



鶏の搬出



炭酸ガスの注入



埋却作業

#### (イ) 埋却物の移設及び池の水質改善等の状況

漏出や臭いの原因となっていた埋却物については、令和5年10月17日に新たな埋却地への移設を完了しました。

長迫池については、漏出直後に漏出物を除去した後も、令和5年9月まで定期的な池の水の引抜きや泥の除去を実施し、池の水質改善を図ってきました。また、当該ため池等の水質検査については、令和6年7月まで週1回程度、同年8月から10月まで月2回程度実施し、随時、地域住民の方々に情報提供しました。

令和6年4月以降、水質の異常値は確認されず、池からのガスや悪臭の発生もなく、一般的なため池と変わらない外観となり、タニシ、オタマジャクシ、サワガニといった水生生物が生息していることも確認され、地域住民の方々にも報告しました。



令和5年5月



令和6年5月  
長迫池の様子



令和7年6月

## (2) 豚熱及びアフリカ豚熱の侵入防止対策

### ア 現状と課題

豚熱については、平成30年9月以降、24都県で99事例の発生が確認されており、約43万頭の豚等が殺処分されています。令和5年8月には、佐賀県の養豚場において九州初となる本病の発生が確認されました。これを受け、同年9月には九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されました。

また、野生イノシシでは40都府県において8,700頭を超える感染が確認されており、令和6年5月に佐賀県で九州初となる野生イノシシでの豚熱感染が確認されて以降、本年8月までに九州では長崎県、宮崎県、福岡県において感染が確認されました。なお、これらの県においては、経口ワクチン散布が行われました。

一方、アフリカ豚熱については、周辺のアジア地域では野生イノシシの感染及び飼養豚の発生が継続的に確認されており、本病の国内への侵入リスクが非常に高い状況となっています。

### イ 実施した施策及び成果

#### (ア) 豚熱ワクチンの接種

令和5年9月に本県を含めた九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、県では、飼養衛生管理者向けの研修会を開催するなど、ワクチン接種体制の整備を進め、同年9月27日から養豚場におけるワクチン接種を開始し、同年12月25日までに初回の接種を完了しました。



ワクチン接種の様子

現在は、養豚場で、生まれてくる子豚等に対して継続的なワクチン接種を実施しています。

#### (イ) 豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、豚熱ワクチン接種による免疫が付与されているかを確認するための検査を実施しています。本年3月現在で、検査対象全ての農場を検査し、全体の約97%の繁殖母豚が免疫を獲得していることが確認されました。

現在は、検査が必要な対象農場について免疫付与状況を確認しています。

### (ウ) 野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査

県内で死亡した野生イノシシ及び狩猟により捕獲された野生イノシシを検査対象として、豚熱及びアフリカ豚熱の感染状況を調査しています。

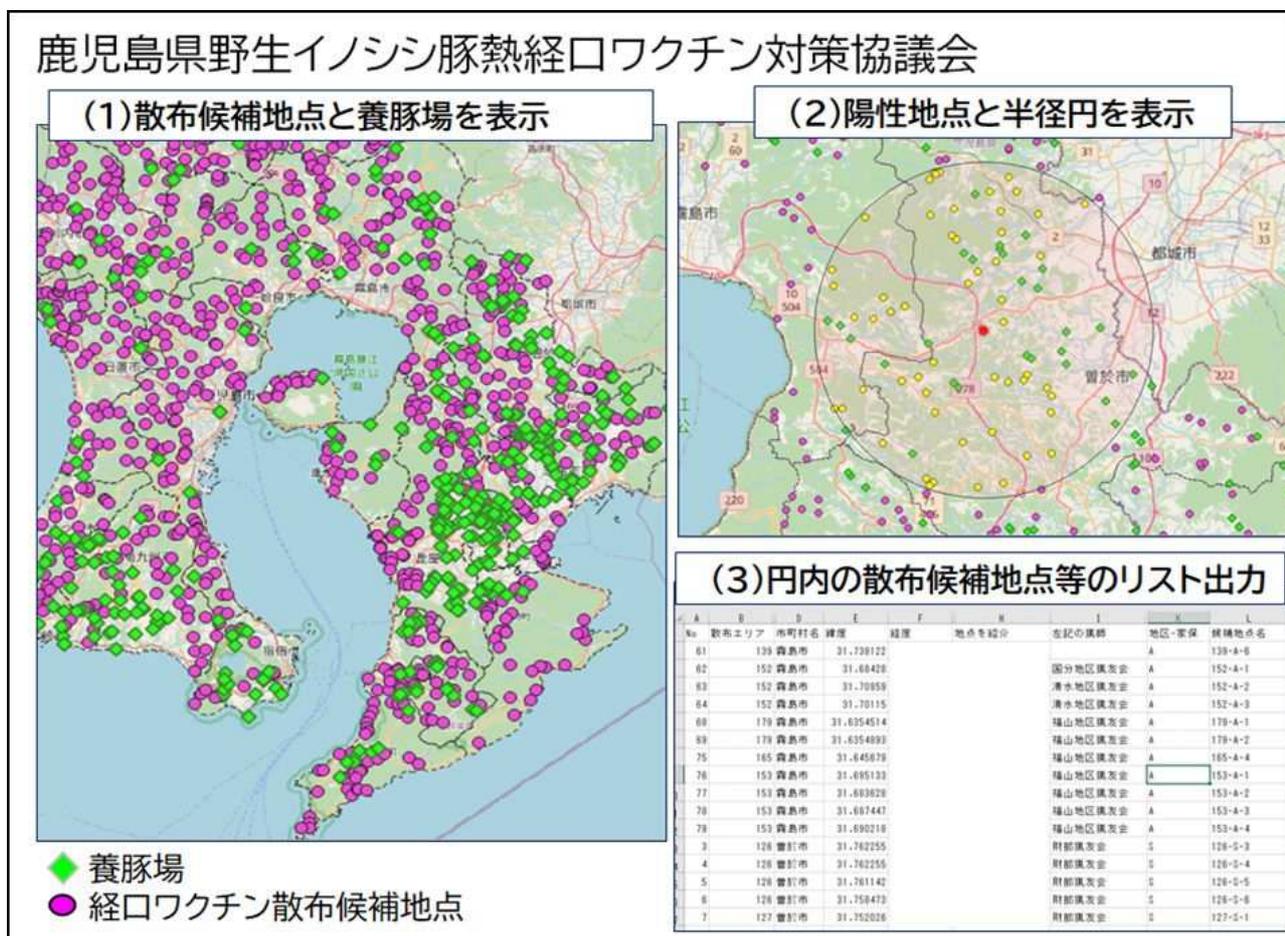
令和6年5月の佐賀県の野生イノシシでの豚熱感染発生を受け、九州では、同年6月から9月を野生イノシシサーベイランス強化期間と定め、月60頭を目標に検査を実施しました。

令和6年度は458頭を検査し、全頭陰性を確認しています。

また、本年4月の宮崎県の野生イノシシでの豚熱の感染確認を受け、令和7年4月から7月を野生イノシシサーベイランス強化期間とし、月60頭を目標に検査を強化しています。

### (エ) 経口ワクチン

九州の野生イノシシにおいて豚熱感染が拡大した場合に備えて、令和7年7月に、県や市町村などの関係機関・団体や猟友会等からなる県野生イノシシ豚熱経口ワクチン対策協議会の事業説明会を開催し、経口ワクチンの散布体制の整備について協議を行いました。現在、令和7年度県計画の策定を進めるとともに、具体的な人員のリストアップや散布地点の共有等の作業を進めています。



### (オ) 関係機関等への協力依頼

畜産関係団体の他，狩猟者や登山者等に対し，靴底の土を落とすことや，公園等の施設利用者に対し，ゴミの適切な処理等に関する注意喚起のリーフレットを作成し，関係機関に協力を依頼しました。また，技能実習等の外国人人材の雇用に係る監理団体に対して，海外からの手荷物や国際郵便による肉製品等の持込防止についても協力を依頼しました。

また，アフリカ豚熱等の家畜伝染病の海外からの侵入防止対策の一環として，農林水産省動物検疫所門司支所鹿児島空港出張所と合同で，令和6年5月，8月及び令和7年8月に入出国者に対して海外からの輸入禁止畜産物の持込防止等に係る広報キャンペーンを実施しました。

#### < 関係機関等への協力依頼 >

国際線ターミナルで入出国者への啓発用ポケットティッシュの配布



狩猟者や登山者等に対し，注意喚起のリーフレットを作成

山林に出入りする皆様へ

養豚関係者だけでなく，登山客，観光客，猟友会等の様々な人の協力が必要

- 1 山林に立ち入った際には，靴の泥は山で落としましょう
- 2 イノシシを誘引しないよう，飲食物は持ち帰って捨てましょう
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう
- 4 いのししの死体を見つけたら，管轄の自治体へ連絡しましょう

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

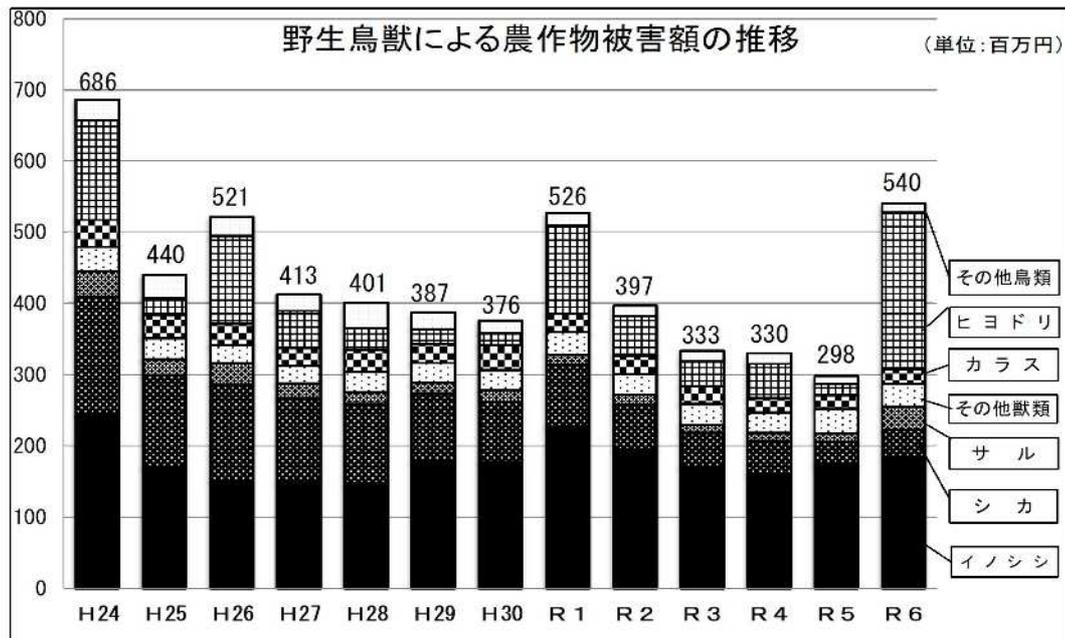
農林水産省 動物検疫所 門司支所 鹿児島出張所  
〒810-0801 福岡県門司市門司1-1-1  
TEL 093-833-2111  
FAX 093-833-2112  
E-MAIL [gsi@affrc.go.jp](mailto:gsi@affrc.go.jp)

## 11 野生鳥獣による農作物被害の防止対策について

### (1) 現状と課題

#### ア 農作物被害の現状

令和6年度の野生鳥獣による農作物被害額は、ヒヨドリの被害が大幅に増加したことから、対前年度比181%の約5億4千万円（速報値）となりました。



#### イ 農作物被害の課題

野生鳥獣による農作物被害は、収入の減少に加え、農業者の営農意欲の減退や荒廃農地発生の要因となることから継続した対策が必要である。

### (2) 実施した施策及び成果

県では、被害の防止・軽減を図るため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を総合的かつ一体的に推進しています。

#### ① 寄せ付けない取組

鳥獣のえさ場となる果樹や野菜の収穫残渣をほ場に残さないことや、鳥獣の潜み場となるほ場周辺のヤブや茂みをなくす。

また、里山の適切な管理による緩衝帯の設置や、鳥獣を見かけたら直ぐに追い払うなど地域住民が協力して取り組む。

#### ② 侵入を防止する取組

被害の多い地域では、鳥獣の種類に応じてほ場に電気柵やワイヤーメッシュ柵などを整備するとともに、地域住民が協力して定期的な見回りを行うなど適切に管理する。

### ③ 個体数を減らす取組

鳥獣が頻繁に出没する地域では、猟友会と連携した捕獲活動に加え、箱わなやくくりわな等を活用した捕獲活動に取り組む。

## ア 集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会の開催

(南さつま市・西之表市で各4回開催)

地域住民が主体となって、寄せ付けない取組や侵入を防止する取組を効果的に進めるため、鳥獣被害防止対策の専門家を招聘した集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会を開催し、鳥獣の潜み場・えさ場の解消作業、侵入防止柵の設置や適正管理方法などの研修を行い、鳥獣に強い集落づくりを推進しました。



現場での実習（南さつま市）

## イ 鳥獣被害対策アドバイザー派遣 (県内29市町村で35回派遣)

農作物の鳥獣被害防止対策を推進するため、市町村、集落等地域で行う研修会・検討会へ県登録のアドバイザーを派遣し、助言・指導を行いました。



研修会の様子（霧島市）

## ウ 鳥獣捕獲用のわなや侵入防止柵の整備支援

箱わなやくくりわな等の捕獲機材（448基）の他、鳥獣サイズの判別による効果的な捕獲を行うアニマルセンサー（7基）や、捕獲確認事務の効率化を可能とする捕獲確認アプリ（3式）を導入するとともに、有害鳥獣のほ場への侵入を防止する電気柵やワイヤーメッシュ柵（197km）の整備など市町村被害防止計画に基づく取組を支援しました。

## エ 新たな捕獲従事者の確保

未来の農家ハンター確保に向け、農業大学の学生を対象に農業被害の現状や対策の取組、狩猟や有害捕獲の概要等について説明し、狩猟免許取得の意識付けを行っています。

また、わな猟免許取得促進のため、事前講習会の受講料にかかる費用の一部を支援しています。



農大学生への意識付け

## オ 広域捕獲活動の実施

地域振興局・支庁単位では、効果的な捕獲を行うため、複数の市町村が連携し、時期や期間を合わせて同時に又は相互に乗り入れて行う捕獲活動を実施しています（南薩，始良・伊佐，大隅，熊本）。

また，市町村のみでは十分な被害防止対策が行えない市町村境などについて，市町村からの要請に基づき県が主体となって行う広域捕獲活動を実施しました。（捕獲活動：八重山地区（薩摩川内市と鹿児島市境），生息状況調査：種子島地区（西之表市と中種子町と南種子町境））

## カ その他

県では，捕獲鳥獣をジビエとして利用し，農山村の活性化を図るため，ジビエの認知度向上と消費拡大の取組を推進しており，ジビエの魅力を発信するイベントや，県内ホテルや飲食店でジビエ料理を提供するフェアなどを開催しました。



フェアで提供されたメニュー  
(猪肉の黒酢あんかけ丼)



(鹿肉のステーキ丼)



アンケート&プレゼント  
抽選を実施